

## 地方税財源の充実について

平成24年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円増の17.5兆円、一般財源総額は0.1兆円増の59.6兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、その他の一般行政経費や投資的経費等が削減されたため減少している。また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

一方、国・地方を通じた社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革関連法は成立したが、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、法施行後1年以内に結論を得るとされた「社会保障制度改革国民会議」での審議が未だ開始されておらず、極めて不透明な状況である。

また、地域自主戦略交付金については、対象事業の拡大や交付要件の緩和など、初年度より一定の進展はみられるものの、地方の自由度拡大という点からすれば、不十分な取組も見られる。

さらに、経済対策として創設した基金は、地方の意見を反映し、事業実施期限が延長されるなど一定の見直しは行われたが、現在、実施している事業には妊婦検診の無料化など臨時的な対応でなく、恒常的に実施すべき事業もある。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

### 1 地方財政の充実強化

(1) 平成22年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

なお、地方が国に先んじて独自の行財政改革に取り組んできたことを踏まえ、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行わないこと。

- (3) 地域自主戦略交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き対象事業を拡大するとともに手続きの簡素化を図り、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。
- (4) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (5) 自動車取得税については、平成24年度税制改正大綱及び消費税法改正法において「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」とされたところであり、また、国内自動車市場の厳しい状況を踏まえた対策が必要である。
- 一方、自動車取得税は、偏在性が少なく、市町村にとっても貴重な財源であることから、見直しの検討に当たっては、具体的な代替財源を示すこと。
- また、地方法人特別税については、地域間の税収の偏在是正に大きく寄与していることから、税制抜本改革による地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系を確立することなく廃止・縮小すべきではないこと。
- なお、税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

## 2 社会保障と税の一体改革

- (1) 今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転に努めるとともに、中小事業者への転嫁対策等による配慮、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を断行すること。
- (3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合った地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実のための制度改革や社会保障支出（社会保障4経費）の増加に係る地方負担について、地方財政計画に適切に積み上げること。

(4) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、地方消費税に係る基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

平成24年11月21日

中国地方知事会



|       |   |   |   |    |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治  |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊 | 原 | 隆 | 太  |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦  |
| 山口県知事 | 山 | 本 | 繁 | 太郎 |